

北口榛花後援会会則

(名称)

第1条 この会は、北口榛花後援会（以下「後援会」という。）と称する。

(目的)

第2条 後援会は、パリ2024オリンピックの金メダリストである本市出身の北口榛花選手の更なる活躍を期待し、応援体制を構築し、応援活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 後援会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の募集活動に関すること。
- (2) 大会での応援活動に関すること。
- (3) 北口榛花選手のモニュメントに関すること。
- (4) クラウドファンディングに関すること。
- (5) 会員と北口榛花選手の交流に関すること。
- (6) その他、本会の設立目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 後援会会員は、会の目的に賛同する個人、法人または団体(以下、「個人等」という。)とする。

- 2 入会を希望する個人等は、入会申込書（別記様式）に必要事項を記入の上、会費を納入する。
- 3 個人等の意思表示により退会することができる。
- 4 会費を滞納した者または本会の名誉を毀損した者は、会議の議決により除名することができる。

(会費)

第5条 後援会の会費は年会費とし、以下のとおりとする。

個人 1口 2千円

法人または団体 1口 1万円

- 2 会費の納入期日は後援会が指定する期日内とし、その振込手数料は会員負担とする。
- 3 納入された会費はいかなる理由においても返還しない。

(役員)

第6条 後援会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 委員 4名以内
- (4) 監事 2名

- 2 後援会には、顧問を若干名置くことができるものとし、会長が委嘱する。

(役員の選任)

第7条 役員は別表の委員の中から選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、後援会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 監事は、後援会の会計を監査する。
- 4 顧問は、後援会の運営方法等に助言し、活動を支援する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、委嘱されたときから後援会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、本人の申し出により退任する場合は、速やかに後任を設ける。

(会議)

第10条 会議は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。ただし、会長が出席しないときは、あらかじめ会長が指名した者が当たる。
- 3 会議は、次の事項について審議し決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 後援会運営の事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他、必要な事項に関すること。
- 4 会議は、役員の過半数の出席により成立する。ただし、やむを得ない事由により欠席する場合は、議案の議決にかかわる意志を他の役員に委任することができる。
- 5 委任状の提出があった場合は、その者を出席人員に含めるものとする。
- 6 会議の議事は、出席役員の過半数の賛成をもってこれを決する。
- 7 急施を要する事案については、会長は、前1項の規定にかかわらず、会議の招集に代え書面で委員の意見を徴し、これを決することができる。
- 8 会議の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(専決処分)

第11条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、又は会議の権限に属する事項のうち軽易なものについて、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第 12 条 委員会の事務を処理するため、旭川市内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他職員を置く。

3 事務局長は会長が指名した者とし、事務局次長その他の職員は、事務局長が指名した者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 13 条 後援会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。会計年度は、毎年5月に始まり、翌年4月までとする。

(その他)

第 14 条 この会則に定めるもののほか、後援会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和7年4月28日から施行する。

別表1（第7条関係）

北口榛花後援会委員

所属	役職	氏名
旭川市	市長	今津 寛介
旭川商工会議所	会頭	新谷 龍一郎
日本航空（株）	北海道支社旭川支店長	前田 祐子
（公財）旭川市スポーツ協会	会長	原田 直彦
北海道旭川東高等学校同窓会	会長	荒井 保明
旭川市	副市長	菅野 直行
（一社）旭川観光コンベンション協会	会長	山下 裕久
道北陸上競技協会	会長	丸 昇
旭川市	観光スポーツ部長	菅原 稔
（一社）旭川観光コンベンション協会	専務理事	遠藤 國雄
旭川商工会議所	専務理事	松倉 敏郎